

家庭ごみの不適正排出対策の今後のあり方について（案）

1 不適正排出対策を検討するにあたって勘案すべき事項

さらなるごみの減量・資源化及び適正処理を進めていくためには、市民・事業者・行政が適切に役割を分担し、協働して取り組んでいく必要がある。

しかし、一部のごみ集積所においては基本的な排出ルールが守られていない現状があることから、排出ルールの遵守をはじめとする排出者の役割・責任を徹底し、公平性の高い対応を進めていくため、特に次の事項を勘案する必要がある。

（１）市川市の地域特性

市川市は、人口の転出入が多く、市外からの転入世帯が多いことや、全世帯の3分の2が集合住宅に居住しているという地域特性を踏まえて対策を講じる必要がある。

（２）排出状況の悪い家庭ごみ集積所の調査結果

不適正排出対策に関するごみ集積所の調査結果において、集合住宅の排出状況が悪いことが確認されており、その中でも特に排出状況が悪い賃貸の集合住宅への対策が重要である。

（３）排出ルールが守られない要因

排出ルールが守られない要因としては、「排出ルールを知らない」「排出ルールの勘違い」「排出ルールを守ろうとする意識がない」などが考えられるが、それぞれの要因に応じた対策を検討する必要がある。

（４）ごみ集積所の特性やその集積所を利用する住民の特性

市からの情報が周知しにくい自治会未加入者、単身世帯、外国人等への周知については、関係者との協力を含めた周知方法の工夫が必要である。

2 不適正排出対策の今後のあり方について

家庭ごみの不適正排出対策の今後のあり方としては、特に以下の項目について、重点的に取り組んでいく。

(1) 未然防止対策の強化

①基本的な排出ルールの周知の徹底

不適正排出対策を進める前提として、市民に対する基本的な排出ルールについての周知を徹底することが最も重要であり、対策を進めるうえでの基礎となる。

対策にあたっては、従来から実施している広報媒体等を用いた周知活動等の強化に加え、集合住宅対策、転入者対策として不動産管理業者等との連携による周知を図るほか、自治会、じゅんかんパートナー等との連携により広く市民を対象にした排出ルールの周知を図っていく。

また、排出ルールの徹底にあたり、基本的な排出ルールについては、条例等への明文化についても検討する必要がある。

②ごみ集積所管理の強化

排出ルールに違反したごみが排出されにくいごみ集積所とするとともに、ルール違反ごみが排出された場合に啓発・指導をしやすい環境づくりを進めるため、ごみ集積所の設置及び管理のあり方や関係者の役割の見直しを図っていく。

具体的には、敷地内にごみ集積所がない集合住宅について、敷地内への設置の義務化を検討することや、集合住宅の所有者等（管理者を含む）との役割の明確化と連携の強化について検討していく必要がある。

(2) ルール違反ごみへの対応の厳格化

①ごみの取り残し（収集しない）の徹底

基本的な排出ルールの遵守を排出者に促すため、今後も継続して取り残しを徹底していく。

なお、ごみの取り残しによって、悪臭、散乱等による周辺的生活環境や交通安全への影響が想定されるため、原則として取り残しを徹底するものの、生ごみの腐敗が進みやすい夏季や路上のごみ集積所の設置場所によっては、生活環境の保全や通学路の安全確保などについて留意するとともに、集積所提供者へも配慮して対応する必要がある。

②ルール違反を繰り返す排出者への指導・罰則制度の検討

排出ルール違反の多いごみ集積所においては、ルール違反ごみの開封調査による排出者の特定に努め、個別の排出指導を強化する。

また、基本的な排出ルールの違反が繰り返される場合も想定されることから、悪質なルール違反者に対する指導・罰則等の制度化についても検討する必要がある。

なお、指導・罰則制度の目的は、排出ルールを遵守してもらうことや違反抑止効果を期待するものであり、罰則を科すことを主な目的とするものではないため、罰則制度を導入した場合でも、罰則の適用にあたっては慎重に判断する必要がある。

また、排出者特定のために開封調査を実施する場合には、プライバシーに配慮する必要がある。